

◎佐賀県条例第9号

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第3条、第4条関係） 使用料				別表第1（第3条、第4条関係） 使用料			
区分		単位	単価	区分		単位	単価
重要港湾	略			略			
	野積場及び 附属する施設	略		略			
		冷凍コンテナ用コン テナを使用する場 合	略		野積場附 属事務所 を使用す る場合	平成8年 度に建設 したもの を使用す るとき	使用面積1 平方メー トルにつき1 日
	野積場附属事務所を 使用する場合	使用面積1 平方メー トルにつき1 日		平成29年 度に建設 したもの を使用す るとき		26.6円	
給水施設		給水量1立 方メートル	690円 (外航船)	給水施設		給水量1立 方メートル	730円 (外航船)

改正前				改正後			
			舶にあつては、 <u>640円</u> )				舶にあつては、 <u>675円</u> )
	略				略		
	略				略		
備考 略				備考 略			

附 則  
この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。